

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

### 目次

- ◇ 告 示 降ひようについての特別被害地域の指定  
保安林予定森林  
解除予定の保安林
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 選管告示 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の定款の一部変更  
地方職員共済組合の役員の異動

## 告 示

### 鳥取県告示第六百五十八号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)第二条第五項第一号の規定に基づき、次の

とおり昭和五十一年五月六日から六月二十六日までの間の降ひようについての特別被害地域の区域を指定する。

昭和五十一年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

農業関係	一般農業者	赤碕町	赤碕町
市町村名	市町村名	赤碕町	赤碕町
旧市町村名	旧市町村名	成美村	成美村
		安田村	安田村
		以西村	以西村

### 鳥取県告示第六百五十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字菅野字坂畑七五の第二六、七五の第二八、七五の二九、七五の三〇(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、字本谷七六の第六

#### 二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字坂ノ元六六二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十一号

昭和五十一年八月十一日付けで鳥取市から申請のあつた越路地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年八月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に

規定する道路の位置を昭和五十一年八月二十七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。  
昭和五十一年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 八頭郡八東町大字安井宿二三五一一 有限会社 松田商店 松田 孝二	道路の位置の指定場所 八頭郡郡家町大字久能寺字御建山六九二番一	道路の幅員及び延長 幅員 四・三〇メートル 二一・〇〇メートル 延長 四五・六五メートル
--	------------------------------------	---

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
政治団体の名称 酒林有造後援会 日本遣族政治連盟 鳥取県本部	異動事項 主たる事務所の所在地	東伯郡赤碕町大字赤碕一八四二の二 木谷清方	東伯郡赤碕町大字赤碕一六〇八
代表者		山根 幸一	永江 美輝

### 雑 報

#### 地方職員共済組合法の一部変更について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法の一部を変更することについて、次のおり公告する。

昭和51年8月27日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 史

#### 地方職員共済組合法の一部を変更する定款

第一条 地方職員共済組合法(昭和三十七年定款第一号)の一部を次のように変更する。

第二十九条の二を次のように改める。

(任意継続掛金の額)

第二十九条の二 任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第四十七条

の八第二項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に千分の七十一・六を乗じて得た額とする。ただし、同項にただし書に規定する自治大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第一号の額からその額に百分の三十を乗じて得た額を控除した額をもつて、同号の額とする。

第二条 地方職員共済組合定款の一部を変更する定款(昭和四十九年定款第一号)附則の一部を次のように変更する。  
第二項中「二年」を「四年」に改める。

附則

1 この変更は、昭和五十一年八月一日から施行し、第一条の規定は同年七月一日から、第二条の規定は同年六月三日からそれぞれ適用する。

2 第一条の規定による変更後の定款第二十九条の二の規定は、昭和五十一年七月分以後の任意継続掛金について適用し、同年六月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の異動について、次のとおり公告する。

昭和51年8月27日

地方職員共済組合理事長 増子 正宏

退任 監事(常勤) 及川 謙三

(7月31日付)

就任 理事(常勤) 及川 謙三

監事(常勤) 下部 壮一

(8月1日付)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】